

追加資料 2

「(仮称) 坂出市手話言語条例」および「(仮称) 坂出市障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」検討に当たっての当事者ヒアリング

場 所：坂出市役所 東館 2 階第 2 会議室

日 時：令和 4 年 8 月 29 日 (月) 16:30~17:30

対 応：森黒課長, 西野係長, 池西, 木山 (手話通訳者), 派遣手話通訳者 1 名

【内容】

資料 1 について

ふくし課より, 国や市の動きや 2 つの条例を制定する予定であることを説明。

Q: 全国手話言語市区長会への加盟は, 有福市長が決めたことか。

ふくし課: そのとおりである。

資料 2 について

Q: 坂出市のデータで 65 歳以上が 88% で, 1,000 人に 1 人の割合。高齢者が多く, 先天性のろう者は割合としては少なく, さらには先天性ろう者 200 人が必ずしも手話が必要ではない。個人的な意見ではあるが, データを踏まえるのであれば, 1 本の条例にまとめても問題ないと思った。

ふくし課: 手帳所持者数のデータは資料のとおりではあるが, さまざまな理由で手帳を持たないかたがたの数は含まれていない。また, 県内他市の状況, 当事者団体からの要望など, 総合的に判断して 2 本の条例で進めていきたい。

(資料に盛り込めなかった学校の現状について説明)

Q: 市内に小・中学校は何校くらいあるのか。

ふくし課: 小学校 10 校, 中学校 5 校。(ともに附属を含む。) 市内小学校からの要望を受け, ふくし課が学校へ訪問し, 手話通訳者が手話の授業を踏まえて行った。多くの学校で働きかけて, 希望に応じて, 手話言語に関する学びの機会の提供が行えたらと思っている。

Q: 授業を行う中で困ったことはなかったか。聞こえないつらさや当事者としての話は行うことができる。

ふくし課: 会計年度任用職員 (手話通訳士, 手話通訳者の 2 名) で対応した。コ

コロナ禍で体育館での授業となってしまったが、3年生をメインに実施し、学んだ児童が校内で広げていただき、さまざまな成果が得られた授業であったと思う。

資料3-1～資料4-2について

(意見) 11年前にニュージーランドに行った際に、現地では障がい者ありきの考え方をもとに福祉施策が進められていた。しかし、日本では、そういった取り組みがなかった。横断的に取り組みたいという記載はありがたい。

Q: 資料4-1で、P1の下段「2. 「手話が言語である」という表現で伝えたいこと」の中だが、「日本語(音声言語)」を「音声言語(日本語)」の方が表記として適切ではないかと思う。私の感覚としては第二言語、皆さんでいう英語の感覚である。

また、P3の上段、第2条第2号の「手話の定義」について、概ね内容については良いが、日本手話、日本語対応手話があることと加えていただけたらと思う。

ふくし課: 資料4-1は逐条解説の意味合いもあり、解説で入れることもできる。

(意見) 可能であれば条文に入れて欲しい。埼玉県朝霞市の「日本手話言語条例」で出ていたような気がする。日本語対応手話は高齢者には通じない。内容は悪くないが、2つは別にしてもらいたい。別の市町村でもあったと思う。

資料4-1 P3の上段、第2条第3号の「ろう者の定義」について、限定的にしたほうが良い。「主に」をいれるなど。手話を使わないろう者もいる。この解説の文章が引っかかる。手話を使ってから始める等。

ふくし課: 県内他市等の内容を参考にしたところであるが、確認して検討する。

資料5について

今回の協議の進め方やスケジュール、パブリックコメントなどについて説明した。